し、その実現に向けて政府関係機議員提出議案の意見書6件を可決

意









関に送付しました。 地方六団体改革案 期実現に関する意見書 \mathcal{O}

提出したところである。 すべく、地方六団体の総意として より、 04」に基づく政府からの要請に その改革案を小泉内閣総理大臣に 念に沿った三位一体の改革を実現 方六団体は、「基本方針20 昨年8月に、地方分権の理

送りされ、真の地方分権改革とは 3兆円とし、その約8割を明示し 位一体の改革について」の政府・しかしながら、昨年11月の「三 言えない状況にある。 結論を得るとし、多くの課題が先 は、平成17年度中に検討を行い、 譲額を平成16年度分を含め、 与党合意の税源移譲案は、その移 たものの、残りの約2割について 概ね

5年の衆・参両院による地方分権よって、政府においては、平成 ついて、地方六団体の提案を十分 現を図るため、残された課題等に といった国民の意思を改めて確認 をはじめ、地方分権一括法の施行 推進に関する全会一致の国会決議 し、真の「三位一体の改革」の実

> 踏まえ、改革案の実現を強く求め るものである。

> > **【提出先**】内閣総理大臣、

政策担当大臣、

総務大臣、

財

大臣、衆議院議長、

参議院議長

房長官、

- た概ね3兆円規模の税源移譲を 実現すること。 地方六団体の改革案を踏まえ
- の引き下げは絶対認められない 決定するとともに、国庫負担率 方の協議の場」において協議・ 最終的な取り扱いは、「国と地 育費国庫負担金等の個別事項の 生活保護費負担金及び義務教
- 優先して実施すること。 おらず、地方六団体の改革案を の改革案の一部しか実現されて 政府の改革案は、地方六団体
- 平成19年度から21年度までの第 を早期に明示すること。 2期改革案について政府の方針 地方六団体の改革案で示した
- すること。 げを含み地方交付税総額を確実 じないよう、法定率分の引き上 公共団体の財政運営に支障が生 府・与党合意」に基づき、地方 に確保するとともに、財源保障 「基本方針2004」及び「政 地方交付税制度については、 財源調整機能を充実強化

により意見書を提出する。 以上、地方自治法第99条の規定

平成17年6月23日

大村市議会

こうした課題は、

現行の地方自

地方議会制度 充実強化に関する意見 **ഗ** 書

> なっていることから、議会制度全 にかかる制度が実態にそぐわなく

地方自治にかかる地勢図の変化な ど、地方議会を取り巻く環境は、 地方分権推進決議以降、 近時大きく変化している。 括法の施行や市町村合併に伴う 平成5年の衆参両議院における 地方分権

どが進められている中で、税財政また、今日、三位一体の改革な ならないのは必然である。 めの政策を発信していかなければ 監視機能を強化し、自ら住民のた れに伴い議会の執行機関に対する 面での自己決定権が強まれば、そ

的課題がある。 自治の代表機関である議会の機能 ためには、解決すべき様々な制度 応した議会の機能を十分発揮する ころであるが、これらの環境に対 会改革等を積極的に行っていると 方、各議会においては、自らの議 ることが強く求められている。一 の更なる充実と、その活性化を図 要性を増していることから、住民 での地方議会の役割は一層その重 このような中、二元代表制の下

郵政民営化・経済財政 内閣官 務 ほとんど見直されておらず、 が変化しているにもかかわらず、 首長との関係」等にかかわる状況 治法が制定後60年経過し、「 議会と

える。 て地方分権改革は完結しないと考 の趨勢に対応した議会改革なくし 旨」は実現するものであり、 発揮してはじめて「地方自治の本 ある「議会」が自主性・自立性を 般にわたる見直しが急務である。 考えるとき、住民自治の合議体で 21世紀における地方自治制度を 時代

ıΣ ること、委員会にも議案提出権 制度の規制緩和・弾力化はもとよ ているところであるが、地方議会 て取り上げ、活発な審議が行われ 第28次地方制度調査会において れるよう強く求める。 のため、抜本的な制度改正が図ら 方議会の機能強化及びその活性化 の設置を可能とすることなど、 を認めること、 議会のあり方」を審議項目とし よって国におかれては、 議長に議会召集権を付与す 議会に附属機関 現 地

により意見書を提出する。 平成17年6月23日 以上、地方自治法第99条の規定

【提出先】内閣総理大臣、 衆議院議長、 参議院議長 大村市議会 総務大

交付金軽減等に関する意見書日本船舶振興会への

県西部競艇施行組合などが事業から 15年度末には桐生市、光市、 に陥っている施行者も多く、平成 16施行者に及ぶほか、単年度赤字 会計への繰出しができない施行者が 成13年度及び14年度において一般 艇事業にあっては46施行者中、 い経営を余儀なくされています。 ず、いずれの施行者においても厳し 必死の経営改善努力にもかかわら 度をピークに売上げの低下が続き、 ジャーの多様化等により、平成3年 撤退するに至っています。 競技事業は、 競艇事業をはじめとする地方公営 長引く景気の低迷やレ 広島 平

5万円余となっています。
モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、モーターボート競走法の趣旨は、

額に応じて納付を義務付けられていい状況となっています。一方、売上度以降一般会計への繰入れはできな営は苦しくなっており、平成4年本市においても、年々競艇事業経

予を打断にも思り上げ列この努力7~700万円となっています。7~700万円とはっています。それぞれ5億4~725万円、1億業金融公庫納付金は平成15年度でる日本船舶振興会交付金及び公営企

死こ也ら競馬、競侖、オートノーの関する深刻な状況にあります。 しつモーターボート競走法の趣旨にいうモーターボート競走法の趣旨に地方自治体財政の改善に寄与するとはされているものの、このままでははされているものの、このままでは

技施行団体の売上げ・収益が急増した施行団体の売上げ・収益が急増しい。 またの別直しが行われていません。 またの別直しが行われていません。 またの別正以降モーターボート競走法をが、 競艇事業にあっては昭和37年の改正以降モーターボート競走法の別立業金融公庫納付金は、 公営館の表に地方競馬、競輪、オートレー既に地方競馬、競輪、オートレー



防風ネット設置後は中止がなくなった「大村ボート」

いたします。
いたします。
いたします。
いたします。
に昭和45年に収益の均てん化を目がに時限立法として制定され、その的に時限立法として制定され、そのがの事項を実現されるよう強く要望がの事項を実現されるよう強く要望があるよう強く要望があるよう。

記

、 2号交付金を軽減すること。 日本船舶振興会への1号交付

廃止すること。
2 公営企業金融公庫納付金制度を

平成17年6月23日により意見書を提出する。 以上、地方自治法第99条の規定

臣、国土交通大臣 【**提出先**】内閣総理大臣、総務大 大村市議会

道路整備推進に関する意見書

熱望するところである。あり、その整備は全国民が等しく活動を支える最も基礎的な施設で道路は、国民生活や経済・社会

安心できる国土の充実を図るため進し、良好な環境の創造、安全で今後、活力ある地域づくりを推整備は一層重要になっている。画的に充実させるためにも、道路でいる中、21世紀の社会基盤を計また、高齢化、少子化が進展しまた、高齢化、少子化が進展し

可欠である。 をより一層推進することが必要不く調査し、効率的な道路網の整備には、遅れている地方の実態をよ

況である。 村の振興・発展は考えられない状道路の整備促進なくして本県市町ンディキャップを背負っており、地理的・地勢的に極めて大きな八地理の・現外の離島や半島からなり、本県は、我が国の最西端に位置本県は、我が国の最西端に位置

よって、下記事項について特段である。 備は、緊急かつ不可欠な行政課題道34号の渋滞解消のための道路整道に、本市を南北に走る一般国

る。の配慮がなされるよう強く要望すの配慮がなされるよう強く要望すよって、下記事項について特段

記

備に重点を置くこと。保を図るとともに、地方の道路整っては、道路整備予算の大幅な確1 平成18年度の予算編成に当た

充当すること。 ことなく、その全額を道路整備に一般財源化や他の用途に配分する2 道路特定財源制度を堅持し、

平成17年6月23日により意見書を提出する。 以上、地方自治法第90条の規定

衆議院議長、参議院議長臣、 国土交通大臣、総務大臣、日土交通大臣、総務大臣、財務大人の閣総理大臣、財務大人の財政を持続。

早期見直しを求める意見書住民基本台帳の閲覧制度の

要備の進展とともに、行政機関の整備の進展とともに、行政機関のというできる状況にあり、この点は早いが、原則として誰でも大量に関いであって、市町村の窓口において、おい道切な個人情報の保護を図るより適切な個人情報の保護を図るより適切な個人情報の保護を図る。とが喫緊の課題となっている。は民基本台帳法第11条によりにあって、市町村の窓口において、は民基本台帳法第11条によりにあって、市町村の窓口において、は関連を関連を表して、一方の機関のという。

民基本台帳の閲覧制度に対する住 対する関心が高まるにつれて、 も事実である。 民の不満や不安は高まっているの 展により、住民のプライバシーに 唯一の公簿として、広く活用され を目的とし、居住関係を公証する 及び地方公共団体の行政の合理化 制定以来、住民の利便の増進、 てきたきたところである。 一方、高度情報化社会の急速な進 住民基本台帳制度は、 昭和42年 ゚しかし 住 玉

て住民の権利を著しく侵害しつつ第11条による閲覧制度が現実としが発生しており、住民基本台帳法用した悪徳商法や不幸な犯罪事件出た悪徳商法では閲覧制度を悪さらに、最近では閲覧制度を悪

難である。 こうした事態への対応は極めて困ては、現行の閲覧制度のもとでは、る。住民を保護すべき自治体としる。住民を保護すべき自治体とし補いきれない課題を生じさせていあり、自治体独自の取り組みでは

じるよう強く要望する。 でいる閲覧制度を、原則として行な機関等の職務上の請求や世論調政機関等の職務上の請求や世論調政機関等の職務上の請求や世論調み機関等の職務上の請求や世論調よって、国・政府に対し、住民よって、国・政府に対し、住民

平成17年6月23日により意見書を提出する。 以上、地方自治法第90条の規定

臣、衆議院議長、参議院議長【提出先】内閣総理大臣、総務大大村市議会

堅持に関する意見書義務教育費国庫負担制度の

を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
を担ってきました。
義務教育の全国水準のは
というが義務教育に
というが義務教育に
というが義務教育に
を担ってきました。

進行しています。 補助負担金の大幅見直しばかりが討が十分になされないまま、国庫町村の教育における役割分担の検町をの論議や、国・都道府県・市革においては、教育そのものにつ革においては、政府の「三位一体」改

ることは否めません。 ることは否めません。 ることは否めません。

担制度が必要不可欠です。下支えしている義務教育費国庫負は、国が最低保障として財政的に教育環境を実現していくために教育環境を実現していくために未来を担う子どもたちに最善の

を強く要望します。 育費国庫負担制度を堅持すること国の責務を果たす観点から義務教よって、政府におかれましては、

平成17年6月23日により意見書を提出します。以上、地方自治法第90条の規定

臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大人と、「大村市議会」

決



川添議長の不信任に関する決議

行を踏襲してきた。 行を踏襲してきた。 行を踏襲してきた。 で、昭和26年就任第30代議長まで半世 で、昭和26年就任第3代議長より で、昭和26年就任第3代議長より で、昭和26年就任第3代議長より で、昭和26年就任第3代議長郡 で半世 で、昭和17年、議長職

強いられている時である。 強いられている時である。 強在大村市は厳しい時代を迎え がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ がれては、上記慣行を踏襲せずそ

民の信頼にこたえるべきである。結し、問題解決を図り、もって市このような時こそ議会は一致団

得ない。 得ない。 学ない。 は、議会を混乱に陥れ、市民の 動は、議会を混乱に陥れ、市民の 動は、議会を混乱に陥れ、市民の

平成17年6月23日川添議長の不信任を決議する。以上の理由により、本市議会は

大村市議会